

令和6年2月19日開催

第1回添田町水道事業検討委員会



目 次

1. 委員会の趣旨
2. 水道事業の概要
 - 1) 水道事業の沿革
 - 2) 施設フロー
3. 水道事業の現状と課題
 - 1) 水道施設と管路の老朽化の推移
 - 2) 水道事業経営の原則
 - 3) 添田町の水道料金体系
 - 4) 給水人口と平均給水量の推移
 - 5) 水道料金収入の今後の見込み
 - 6) 水道事業の収支と資金残高の推移
 - 7) これからの水道事業について

1. 委員会の趣旨

本町の水道事業は、昭和 25 年に当時の新大峰炭鉱株式会社が創設した施設を昭和 40 年に引き継ぎ、昭和 41 年に経営認可を受け、その後、3 回の拡張を経て現在に至っています。

その間、給水区域の拡張、改良、更新、各簡易水道施設の新設等により令和 5 年度時点での給水人口は 7,842 人、一日平均給水量は約 2,624 m³/日となっています。

現在の水道事業経営は、近年の給水人口の減少と施設の老朽化等により厳しい経営状況となっています。

今後も給水人口減少及び節水器具の普及による需要水量の減少に伴う水道料金収入の減少、老朽化した浄水場・配水池・老朽管の更新等に係る経費の著しい増加に伴い、厳しい事業運営が求められることとなります。

本委員会では、上記の内容を踏まえたうえで、将来の添田町水道事業のあり方について、総合的に検討をお願いするものであります。

委員会スケジュール（予定）

委員会	時期	主な内容
第 1 回	令和 6 年 2 月	・ 委嘱状交付・委員長及び副委員長選任・諮問書交付 ・ 委員会の趣旨・水道事業の概要・水道事業の現状及び課題
第 2 回	令和 6 年 3 月	・ 水道事業会計のしくみ・水道料金算定方法・財政収支見通し
第 3 回	令和 6 年 4 月	・ 財政シミュレーション・目指したい水道料金について
第 4 回	令和 6 年 5 月	・ 料金改定審議
第 5 回	令和 6 年 6 月	・ 意見 集約、答申（案）決定

2. 水道事業の概要

1) 水道事業の沿革

本町水道事業は昭和 32 年に竣工し、昭和 40 年に譲り受け給水を開始しました。当時の添田浄水場は、計画給水人口 7,800 人、その後給水区域を拡大、拡張を重ね各簡易水道を増設してまいりました。しかし、各施設は老朽化が進み更新、改良が必要な時期を迎えています。

	上水道	簡易水道			
	添田浄水場	英彦山浄水場	落合浄水場	上中元寺浄水場	下中元寺浄水場
建設年	昭和 32 年	昭和 56 年	昭和 60 年	昭和 58 年	昭和 48 年
改 良	平成 21 年急速ろ過		平成 25 年膜ろ過	平成 26 年膜ろ過	
建設又は改良からの経過年数	66 年(14 年)	43 年	10 年	9 年	50 年
給水能力/日	4,500 m ³	240 m ³	200 m ³	140 m ³	140 m ³



添田浄水場



英彦山浄水場



落合簡易水道施設



上中元寺簡易水道施設

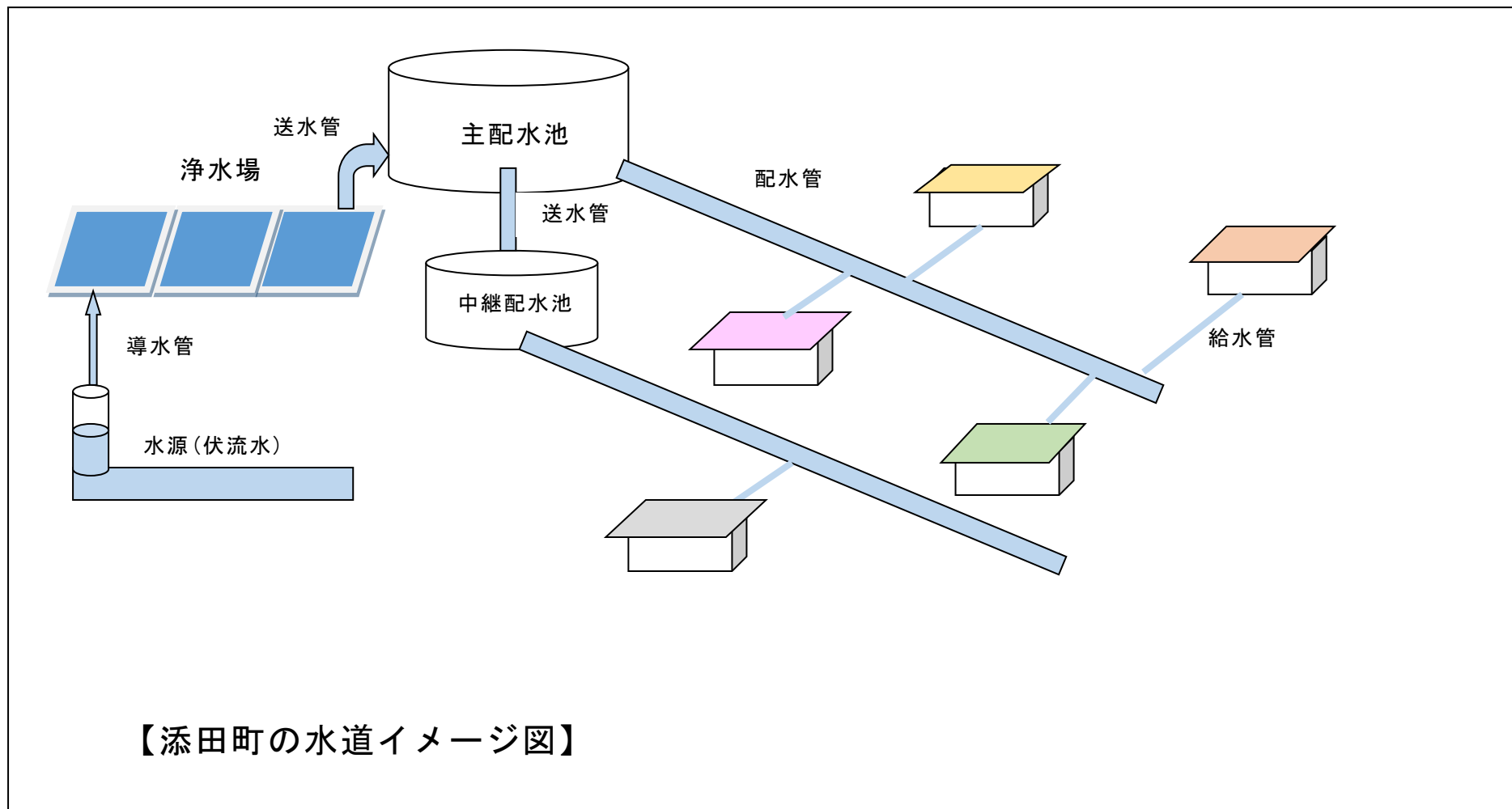


下中元寺浄水場

2) 施設フロー

水道事業とは、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業のことを言います。

水源から取水した水を安心・安全な飲用に適した水として水道利用者へ供給し、**皆さんが支払われる水道料金を主な収入として運営しています**。その料金は各自治体の需要により異なります。(原則、市町村が経営する公営企業)



3. 水道事業の現状と課題

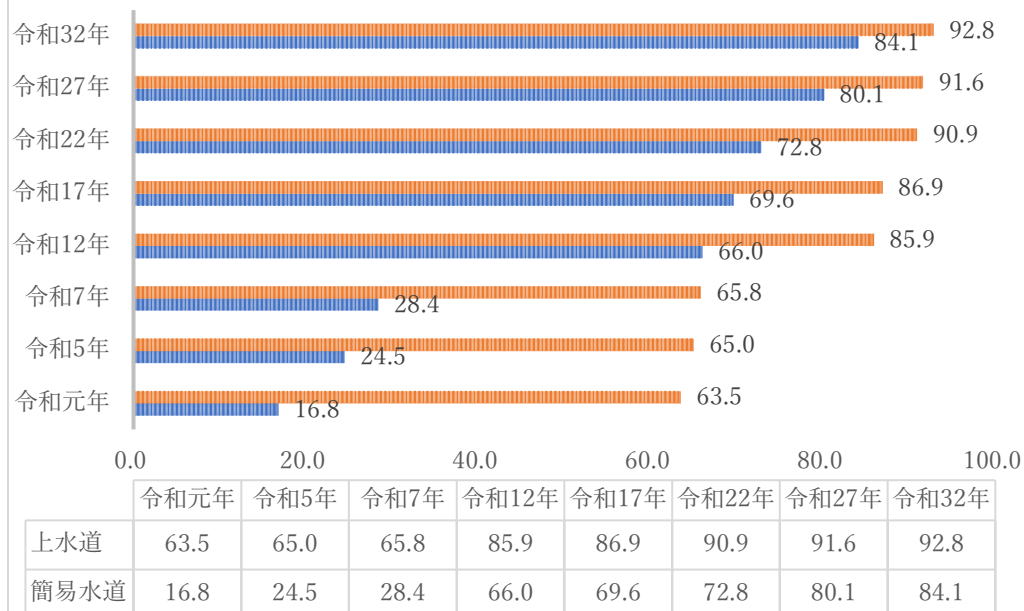
1) 水道施設と管路の老朽化の推移

- ・ 町では、老朽化した施設や水道管が多数点在しています。
- ・ 水道施設では、令和 7 年に上水道で 65.8%、令和 12 年に簡易水道で 66.0%の施設が老朽化施設となり、水道管路では令和 7 年には上水・簡水共に 50%以上が老朽管となります。

水道施設の老朽化率

単位：％

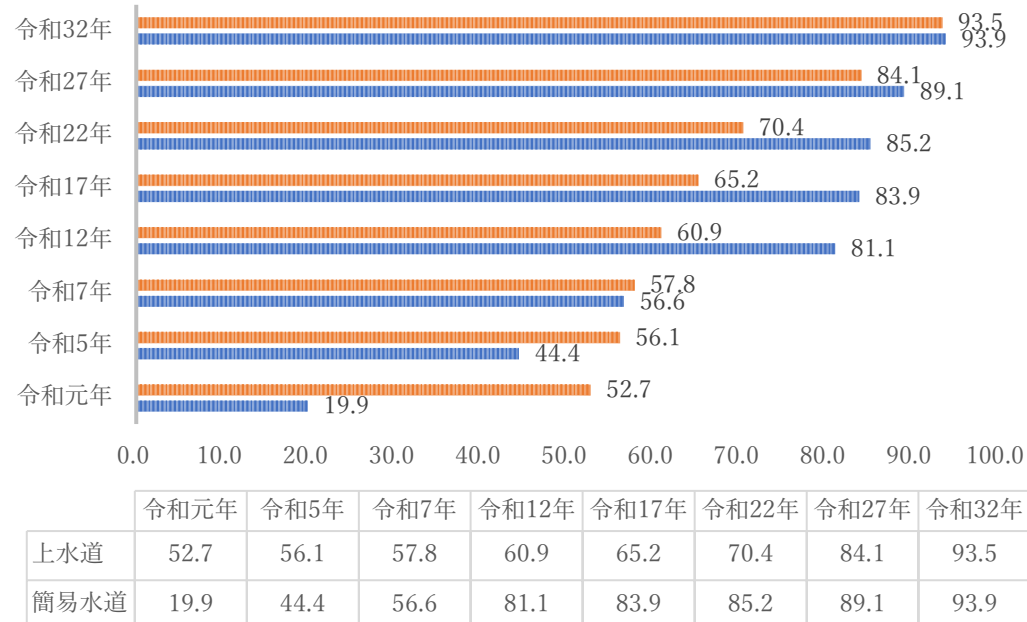
■ 上水道 ■ 簡易水道



水道管の老朽化率

単位：％

■ 上水道 ■ 簡易水道



2) 水道事業経営の原則

受益者負担の原則

- ・ 地方公営企業の経営に伴う収入（水道料金）をもって運営を行う。（地方公営企業法第17条の2第2項）

水道料金の決定原則

- ・ 水道法第14条第2項
⇒ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること。
- ・ 水道法施行規則第12条
⇒ 料金が、概ね3年を通じて財政の均衡を保つことができ、明確な根拠に基づき設定されたものであること。
⇒ 水道の利用者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること。

3) 添田町の水道料金体系

水道事業は水道法第6条第2項により市町村経営が原則と定められ、その経営は、安全な水を作る費用や水道施設の更新などの必要経費を私たちが支払う水道料金で賄う「独立採算制」となっており、その水道料金は水道事業を運営する各市町村によって異なります。

① 量水器使用料

区分	使用料
口径 13mm	1 ヶ月につき 70 円
〃 20mm	〃 120 円
〃 25mm	〃 130 円
〃 40mm	〃 230 円
〃 50mm	〃 1,000 円
〃 75mm	〃 1,150 円
〃 100mm	〃 1,440 円

※ 一般的な家庭（1 ヶ月 20 m³、口径 13mm）
の計算方法

（上水道）

$$\begin{array}{ccccccc}
 (900 \text{ 円} & + & 220 \text{ 円} \times 12 \text{ m}^3 & + & 70 \text{ 円}) & \times & 1.1 = 3,971 \text{ 円} \\
 \text{基本料金} & & \text{超過料金} & \text{超過水量} & \text{量水器使用料} & \text{消費税} & \text{月額料金}
 \end{array}$$

② 水道料金

種別	基本水量	添田上水道 下中元寺簡易水道事業		英彦山簡易水道事業 上中元寺簡易水道 落合地区簡易水道事業	
		基本料金 (1 ヶ月につき)	超過料金 1 m ³ につき	基本料金 (1 ヶ月につき)	超過料金 1 m ³ につき
一般用	8 m ³ まで	900 円	220 円	2,290 円	220 円
浴場用	100 m ³ まで	7,300 円	210 円	20,500 円	180 円
団体用	20 m ³ まで	2,260 円	250 円	6,150 円	260 円
営業用	10 m ³ まで	1,250 円	280 円	3,280 円	290 円
特需用	100 m ³ まで	11,600 円	250 円	32,760 円	260 円
一時用	1 m ³ まで	750 円		940 円	

【水道料金の変遷】

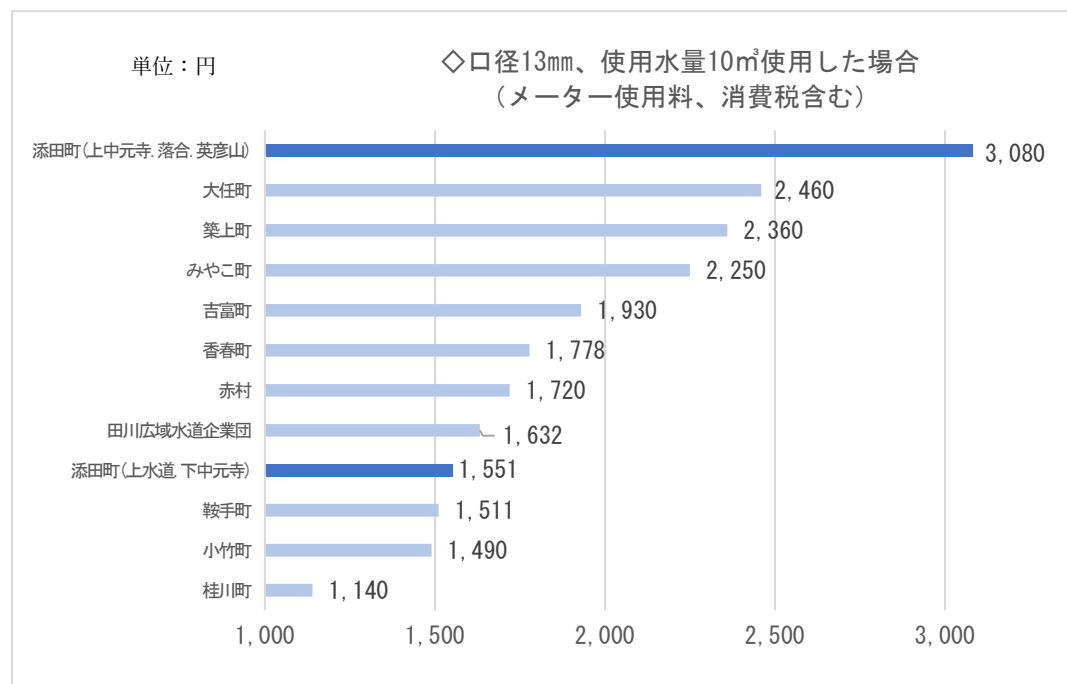
一般用口径 13mm 月 20 m³ 使用（税込）

改訂年月日	上水道料金	税率	簡易水道料金	税率
昭和 60 年度迄	2, 430 円		3, 870 円	
昭和 61 年 4 月 1 日	2, 820 円		5, 000 円	
平成 18 年 6 月 1 日	3, 790 円	5 %	5, 500 円	5 %

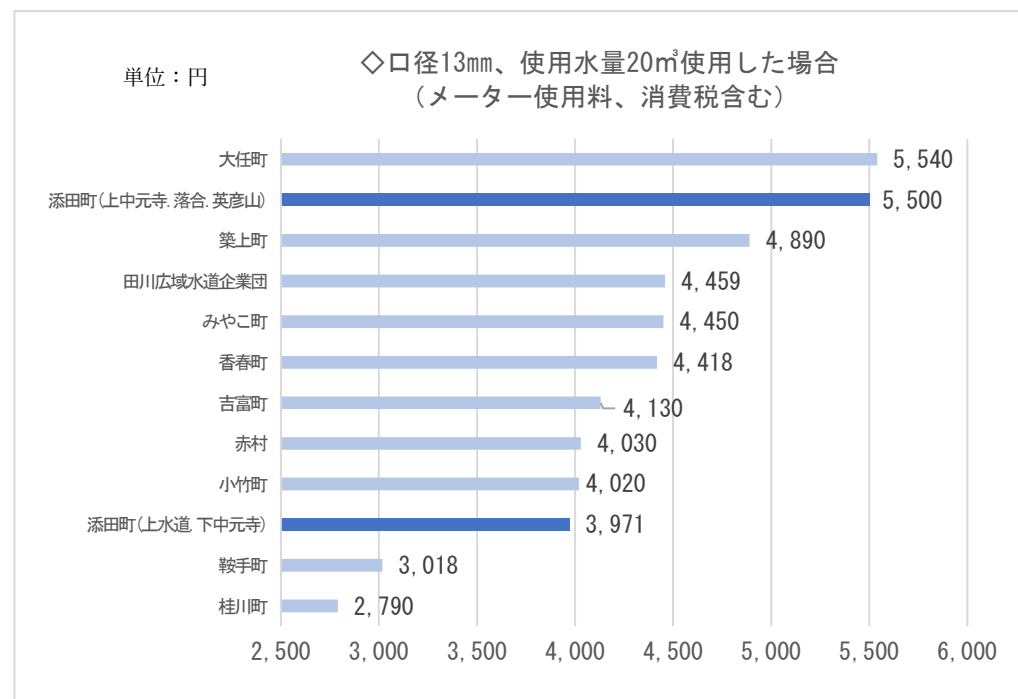
- ・昭和 60 年迄の簡易水道事業増設等による借入金の利息及び元金の返済、諸物価の上昇等により昭和 61 年改定。
- ・石綿セメント管更新及び老朽化施設の維持管理費の増、給水人口の減少による減収等で平成 18 年改定。

《 田川市郡及び近隣の給水人口 15,000 人以下の町村との比較 》

一般用口径 13mm 月 10 m³ 使用した場合の月額水道料金



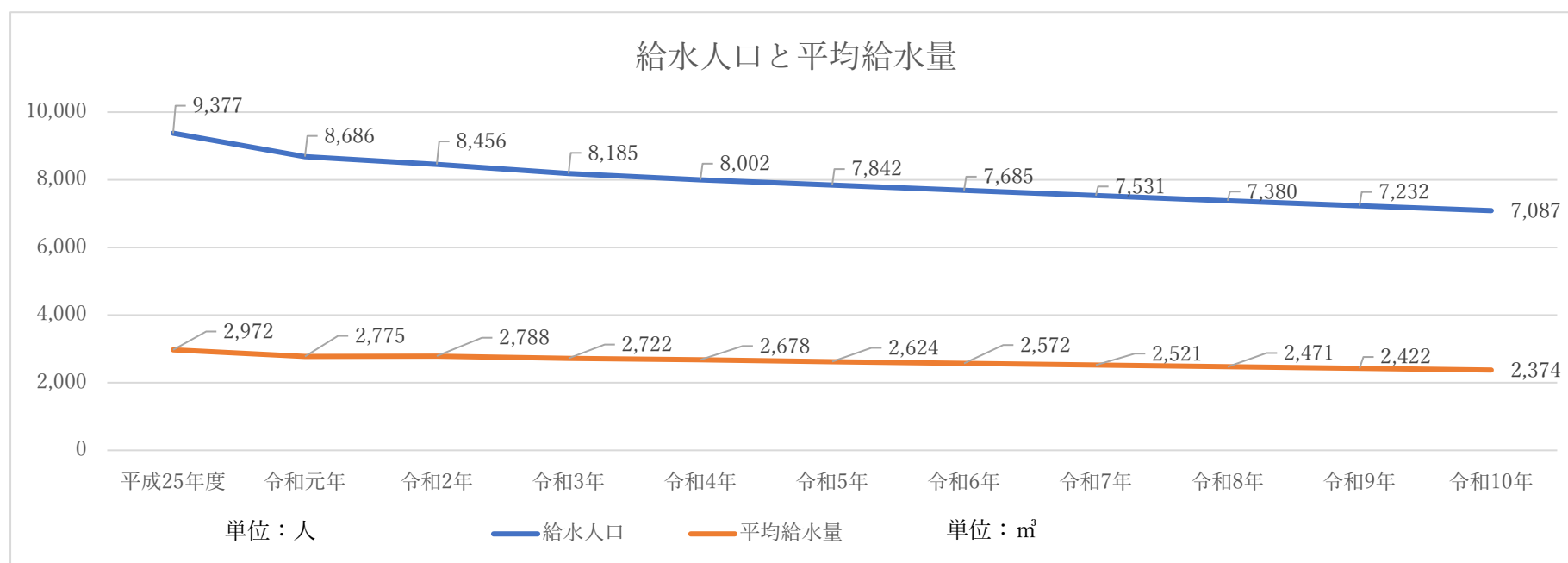
一般用口径 13mm 月 20 m³ 使用した場合の月額水道料金



※ 現在の水道料金は近隣自治体と比較して、上中元寺、落合、英彦山の簡易水道は高額ですが、上水道と下中元寺簡易水道の料金は低く抑えられています。

4) 給水人口と平均給水量の推移

- ・ 本町の給水人口は、平成 25 年の 9,377 人に対し、令和 5 年には 7,842 人となり、人口減少や空き家の増加などにより、今後も減り続けると推測されます。令和元年度から令和 10 年度では約 1,600 人、約 18%の減少が予測されます。
- ・ 平均給水量についても給水人口と同様、令和元年度から令和 10 年度で約 15%の減少が予想されます。



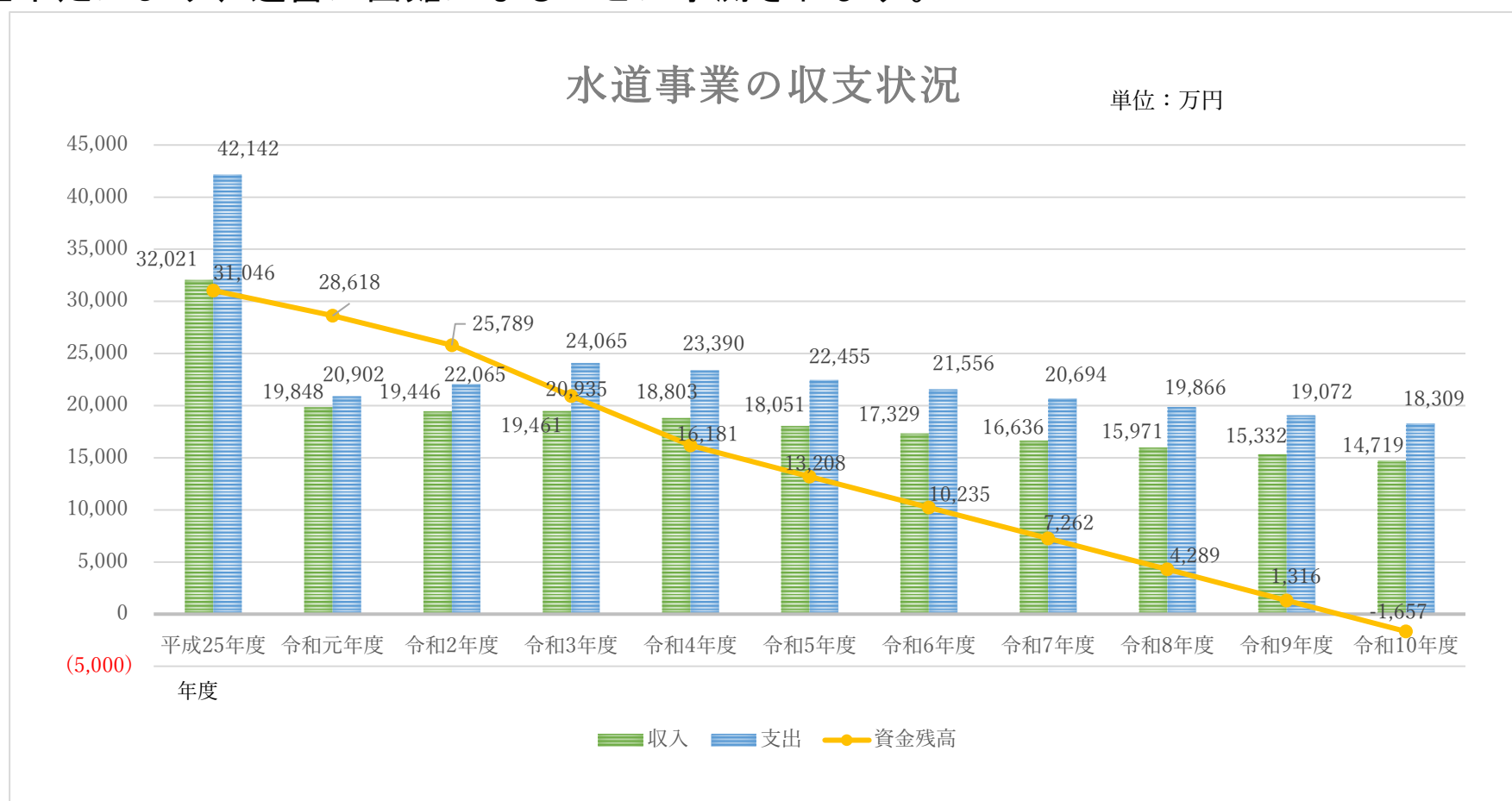
5) 水道料金収入の今後の見込み

- ・ 給水人口・平均給水量が減少すると、比例するように水道料金は落ち込んでいきます。水道料金収入の減少は、水道事業会計の悪化に直結するため、料金収入の維持は大きな課題です。



6) 水道事業の収支と資金残高の推移

- ・ このグラフは、水道料金をこのまま改定しない場合を予測したものです。
- ・ 水道事業の収支は、ここ数年、支出が収入を上回り赤字経営となっており、令和9年度中には資金不足により、運営が困難になることが予測されます。



7) これからの水道事業について

添田町水道事業の収支はここ数年、支出が収入を上回り赤字経営が続いています。収入については、今後も給水人口の減少に伴い減少する見込みです。支出については、様々な経費の見直しを進めてまいりましたが、安全・安心な水を供給するための工程は大幅な変更ができない状況です。今後は、浄水場などの老朽化した施設の更新や耐震化などの改修に多大な経費が必要となることから、国庫補助・企業債の借入等を活用し財源を確保する必要性があり、添田町の水需要に応じた効率的な施設の構築を進めなくてはなりません。しかし、今のままでは収支改善は見込めず、予測では令和9年度中には運転資金が無くなります。

平成18年以降、水道料金の改定を行わず住民サービスに努めて参りましたが、今後は料金改定も必要不可欠な状況となっています。

以上を踏まえて、将来の水道事業のあり方の検討をお願いいたします。